

# 新・行政改革大綱アクションプラン

2022 ▶▶ 2025

(案) ※令和5年3月20日時点版

※令和5年2月1日開催の第1回行政改革  
推進委員会からの修正箇所は赤字で示  
しております。

北 杜 市

# 目次

## 新・行政改革大綱アクションプラン 2022 ▶▶ 2025

<b>第1章 アクションプランについて</b>	<b>2</b>
1 - 1 アクションプラン策定の趣旨	2
1 - 2 推進期間	2
1 - 3 進行管理	2
<b>第2章 アクションプラン取組項目について</b>	<b>3</b>
2 - 1 アクションプラン取組項目	3
2 - 2 具体的な取組項目	5
<b>基本目標1 財政健全性の維持</b>	
<b>行革の柱1 公共施設保有量の最適化（総論）</b>	<b>6</b>
(1) 公共施設保有量の縮減	6
(2) 資産の積極的かつ戦略的な活用	7
<b>行革の柱1 公共施設保有量の最適化（各論）</b>	<b>8</b>
<b>行革の柱2 歳入の確保・歳出の抑制</b>	<b>11</b>
(1) 事業・サービスの見直しによる人件費の抑制	11
(2) 上下水道事業の経営健全化	13
(3) 自主財源の確保	16
<b>基本目標2 効果的・効率的な行政運営</b>	
<b>行革の柱3 組織体制の適正化</b>	<b>22</b>
(1) 市役所本庁舎の建設と総合支所の見直し	22
(2) デジタル時代への変化への対応	23
<b>行革の柱4 開かれた行政運営の推進</b>	<b>28</b>
(1) 審議会等の最適化	28
(2) 外郭団体等改革の推進	29
(3) 情報発信力の強化	30

# 第1章 アクションプランについて

## 1-1 アクションプラン策定の趣旨

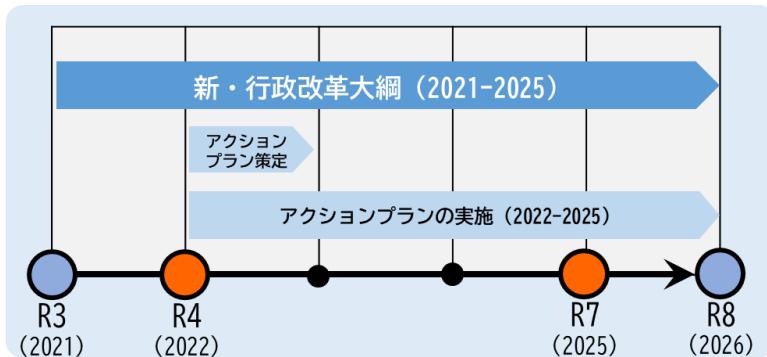
令和3（2021）年度に、市役所全体で行政改革の目的と目指すべき成果について共通認識を持ち、その達成のために必要な改革を具現化するための方向性や視点を示した基本方針である「新・行政改革大綱」を策定しました。

本大綱では、現在の行政サービスを将来的に維持しつつ、第3次総合計画で掲げる施策の着実な実行を下支えするため、「**未来のため、チャレンジで変化を生み出す**」をキャッチフレーズに、職員一人ひとりが課題にしっかりと向き合い、未来を見据え、これまでにない抜本的な行政改革に正面から取り組み、未来につなぐ強固な行政経営基盤の構築に取り組むこととしております。

本大綱に掲げる行政改革の取組を着実に推進していくため、具体的な活動目標を設定したアクションプランを策定し、その達成度を評価することによって適切な進捗管理を行い、効果のある行政改革を推進することとします。

## 1-2 推進期間

新・行政改革大綱アクションプランの計画期間は、**令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間**としますが、将来を見据え、より長期にわたって取り組むべき改革や計画期間終了後に財政効果の発現が見込まれる取組にも着手していきます。



## 1-3 進行管理

本市が取り組む行政改革の進捗管理のために、毎年度 PDCA サイクルを回して取組の成果の検証を行い、検証に基づく項目の見直しや改善を行います。また、アクションプランを毎年、進化させ、予算編成や組織改編に反映させることによって、行政改革の取組の実効性をさらに高めていきます。

また、市の行政改革全般に関するチェック機能として、有識者等から構成される**北杜市行政改革推進委員会**（市長の附属機関）に、行政改革の進捗等を報告するとともに、専門的知見や市民目線からの提言・評価を踏まえ、必要な見直し、改善等を図ります。

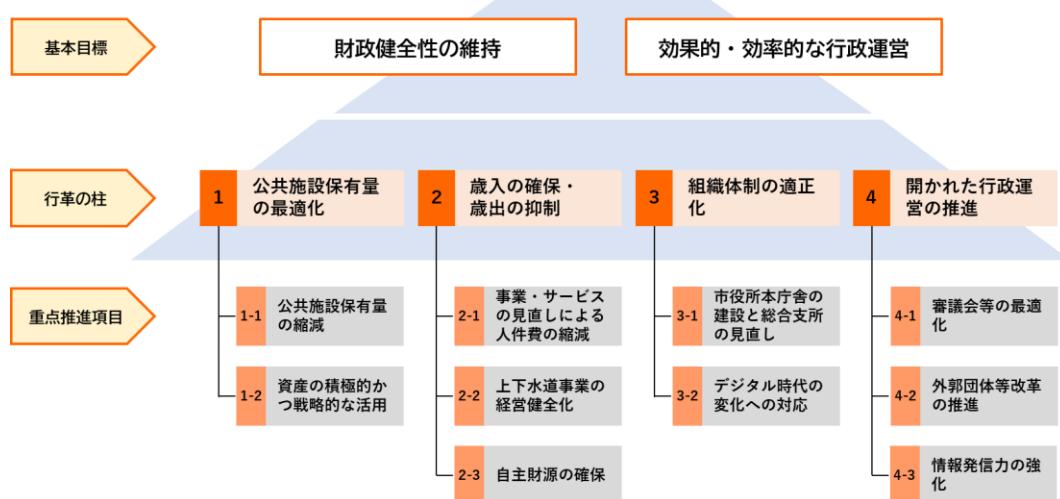
## 第2章 アクションプラン取組項目について

### 2-1 アクションプラン取組項目

	取組項目名	No.	ページ	担当部局	担当課
<b>財政健全性の維持</b>					
<b>行革の柱1 公共施設保有量の最適化(総論)</b>					
1-1 公共施設保有量の縮減 (縮減目標の見直し)(更新のルール化)					
	北杜市公共施設等総合管理計画の推進と見直し	1	6	北杜未来部	政策推進課
	北杜市公共施設個別施設計画の策定・推進	2	6	北杜未来部	政策推進課 施設所管課
1-2 資産の積極的かつ戦略的な活用 (有効活用の推進)(戦略的な市有財産の活用)					
	市有財産の企業立地用地等への活用	3	7	北杜未来部	未来創造課
(未利用地、低利用地の有効活用) 市有財産の売却・貸付の推進体制強化					
	市有財産の売却・貸付の推進体制強化	4	7	企画部	管財課
<b>行革の柱1 公共施設保有量の最適化(各論)</b>					
1-1-1 市立図書館					
	5	8	教育委員会	中央図書館	
1-1-2 公営温泉					
	6	8	産業観光部	観光課	
1-1-3 市立保育園					
	7	9	こども政策部	こども保育課	
1-1-4 市立中学校					
	8	9	教育委員会	教育総務課	
1-1-5 学校給食センター					
	9	10	教育委員会	学校給食課	
1-1-6 市営住宅					
	10	10	建設部	住宅課	
<b>行革の柱2 歳入の確保・歳出の抑制</b>					
2-1 事業・サービスの見直しによる人件費の縮減 (民間活力の活用推進)					
	アウトソーシングの推進	11	11	北杜未来部	政策推進課 事業所管課
(ICT等の活用による業務の見直し)					
	AI・RPA・ICT等の導入推進	12	12	北杜未来部	未来創造課
(人件費の縮減) 行政組織改革の推進					
	13	12	北杜未来部	政策推進課	
	総人件費の縮減	14	13	総務部	人事課
2-2 上下水道事業の経営健全化 (上下水事業の経営健全化)					
	上下水料金体系・料金の見直し	15	13	上下水道局	上下水道総務課
	基準外繰入金の縮減	16	14	上下水道局	上下水道総務課
	(水道事業)施設の老朽化対策の推進	17	14	上下水道局	上下水道施設課
	(下水道事業)処理施設の統廃合の推進	18	15	上下水道局	上下水道施設課
2-3 自主財源の確保 (収納対策の推進)					
	収納対策の推進(現年分)	19	16	市民環境部	収納課 外
	収納対策の推進(過年分)	20	17	市民環境部	収納課 外
(ふるさと納税等の推進)					
	ふるさと納税等の推進【ふるさと納税制度】	21	18	企画部	ふるさと納税課
	ふるさと納税等の推進【企業版ふるさと納税制度】	22	18	企画部	ふるさと納税課
	ふるさと納税等の推進【環境保全基金制度・芸術文化スポーツ振興基金制度】	23	19	市民環境部 教育委員会	環境課 生涯学習課
	ふるさと納税等の推進【クラウドファンディング】	24	19	企画部	ふるさと納税課
(広告収入の拡充)					
	広告収入の拡充【広報紙、市HP、共用封筒】	25	20	北杜未来部 企画部	秘書広報課 管財課
	広告収入の拡充【市指定ごみ袋】	26	20	市民環境部	環境課
	広告収入の拡充【ネーミングライツ】	27	21	北杜未来部	政策推進課

取組項目名	No.	ページ	担当部局	担当課
<b>効果的・効率的な行政運営</b>				
<b>行革の柱3 組織体制の適正化</b>				
3-1 市役所本庁舎の建設と総合支所の見直し (市役所本庁舎の建設推進)(本庁機能の強化)				
市役所本庁舎の建設推進	28	22	北杜未来部	政策推進課
庁舎建設に係る財源確保	29	22	企画部	財政課
3-2 デジタル時代への変化への対応 (デジタル化の推進)				
北杜市DX推進計画の策定・推進	31	23	北杜未来部	未来創造課
自治体情報システムの標準化・共通化	32	24	企画部 関係部局	管財課 関係各課
マイナンバーカードの普及促進	33	24	市民環境部 北杜未来部	市民サービス課 未来創造課
行政手続きのオンライン化	34	25	北杜未来部 企画部	未来創造課 管財課
(再掲)AI・RPA・ICT等の導入推進	35	25	北杜未来部	未来創造課
テレワークの推進	36	26	北杜未来部 企画部	未来創造課 管財課
3-3 デジタルデバイト対策の強化 (デジタルデバイド(情報格差)対策の強化)				
デジタルデバイド(情報格差)対策の強化	37	26	北杜未来部	未来創造課
3-4 職員のデジタル力の向上 (職員のデジタル力の向上に向けた研修の充実・強化)				
職員のデジタル力の向上に向けた研修の充実・強化	38	27	北杜未来部	未来創造課
デジタル人材の確保	39	27	北杜未来部	未来創造課
<b>行革の柱4 開かれた行政運営の推進</b>				
4-1 審議会等の最適化 (審議会等の最適化)				
「審議会等の設置及び運営に関する指針(仮称)」の整備	40	28	北杜未来部 総務部	政策推進課 総務課
地域委員会のあり方の見直し	41	28	企画部	企画課
4-2 外郭団体等改革の推進 (外郭団体等改革の推進)				
外郭団体等の改革の推進	42	29	関係部局	関係課
補助金等の見直し	43	30	北杜未来部	政策推進課
4-3 情報発信力の強化 (情報発信力の強化)				
シティプローション方針の策定・推進	44	30	企画部	ふるさと納税課
広聴・広報機能の強化	45	31	北杜未来部	秘書広報課

### 《新・行政改革大綱の体系図》



## 2-2 具体的な取組項目

新・行政改革大綱アクションプランの具体的な取組項目における、表の見方は次のとおりです。

No	①	取組項目	②	担当課	③
現状 課題	④				
取組概要	⑤				
関係法令等	⑥				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	⑦			
	実績	⑧			

- ① 取組項目全体の通し番号
- ② 取組項目の名称
- ③ 取組を推進する所属
- ④ 取組項目における現状と課題
- ⑤ 取組の概要
- ⑥ 根拠法令、個別計画等
- ⑦ 取組項目を計画的に推進するための年度ごとの行動計画
- ⑧ 年度ごとの行動計画に対する実績

## 行革の柱 1 公共施設保有量の最適化（総論）

### 【1-1 公共施設保有量の縮減】

No.	1	取組項目	北杜市公共施設等総合管理計画の推進と見直し	担当課	政策推進課
現状課題	令和3年度に「第3次北杜市総合計画」及び「新・行政改革大綱」を公共施設等の適正管理の観点から下支えする「北杜市公共施設等総合管理計画（管理計画）」を改訂した。 今後、管理計画に定める目標の達成に向けた取組が必要である。 また、管理計画に基づく「北杜市公共施設個別施設計画（個別施設計画）」を策定する必要がある。				
取組概要	管理計画に定める目標の達成に向け、職員へ周知し、各部局で検討・取組を推進するとともに、管理計画への理解を図るために市民へ周知していく。 個別施設計画の策定・見直しに伴い、必要に応じて公共施設等総合管理計画の改訂を行う。				
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北杜市公共施設等総合管理計画推進本部設置要綱</li> <li>●北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会設置要綱</li> </ul>				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北杜市公共施設個別施設計画（個別施設計画）策定に伴い、施設所管課への説明を行う。</li> <li>●市民へ説明を行う。</li> <li>●管理計画策定後の進捗状況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別施設計画の策定に伴い、必要に応じて管理計画を改訂する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要に応じて管理計画の改訂を行う。</li> </ul>	
	実績				

No.	2	取組項目	北杜市公共施設個別施設計画の策定・推進	担当課	政策推進課 施設所管課
現状課題	令和3年度に改訂した「北杜市公共施設等総合管理計画」に基づき、本市のすべての公共施設にかかる延床面積40%程度の縮減等の目標を達成するため「北杜市公共施設個別施設計画（個別施設計画）」を策定する必要がある。				
取組概要	「北杜市公共施設等総合管理計画」に基づき、最適配置の方向性等を検討し、北杜市公共施設等総合管理計画推進本部（推進本部）及び北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会（検討委員会）を通じ、市民等からの意見聴取を行う中で、個別施設計画を令和4年度から令和5年度で策定する。 策定後は、施設所管部局で推進、必要に応じて改訂を行い、政策推進課では、各部局が推進する個別施設計画の進捗管理を行い、公共施設マネジメントの推進を図る。				
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北杜市公共施設等総合管理計画推進本部設置要綱</li> <li>●北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会設置要綱</li> <li>●北杜市公共施設等総合管理計画（改訂版）</li> </ul>				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●推進本部及び検討委員会を開催し、調査・検討を行う。</li> <li>●施設所管部局への調査・ヒアリングを行う。</li> <li>●個別施設計画の方針案をまとめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別施設計画策定にあたって、市民等からの意見聴取を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別施設計画に基づき、施設所管部局で取組を進める。</li> <li>●必要に応じ、随時見直しを行う。</li> </ul>	
	実績				

## 【1-2 資産の積極的かつ戦略的な活用】

No.	3	取組項目	市有財産の企業立地用地等への活用	担当課	未来創造課
現状課題	<p>少子化・高齢化が進展する本市においては、若い世代に移住・定住先として選ばれる地域を作っていく必要があり、このためには、魅力ある就業機会の拡大の観点から企業の誘致を強化していくことが重要である。このような状況の中、企業からの進出のニーズがある一方で、現在市内には 11 か所の工業団地があるが、すべて事業所が入居しており、空き区画がない状況である。</p> <p>新たに工業団地を造成するためには、地元への説明と理解が必要となり、多くの時間を要することから、企業が求めるスピード感に対応できていないことが課題となっている。</p> <p>今後、公共施設保有量の縮減の改革を進めていく中で、未利用地の増加が見込まれることを踏まえ、そういった土地を企業立地の事業用地として積極的に活用していくためには、相談体制や庁内の連携体制の強化が必要である。</p>				
取組概要	<p>管財課等と連携し、市所有の未利用地等を把握し、利用可能な土地のデータベースを整備し、企業誘致活動に活用する。</p> <p>不動産業者など民間業者との連携強化を図るとともに、企業からの相談に対する相談体制の強化を図る。</p> <p>工業団地の新規指定について、調査・研究を行う。</p>				
関係法令等					
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●用地等に関する情報収集・調査を行う。</li> <li>●相談体制の整備と庁内連携の強化を図る。</li> </ul>			
	実績				

No.	4	取組項目	市有財産の売却・貸付の推進体制強化	担当課	管財課
現状課題	<p>市有財産は、適正な管理を行うとともに、政策実現のための重要な経営資源であり、十分に活用しなければ機会損失が発生し、結果的に市民へ負担をかけてしまうことを認識し、最大限有効活用することが求められている。</p> <p>普通財産（土地・建物）は、貸付については現状有姿にて継続的に実施しているが、売却については売却物件とするための分筆や整備が必要である場合が多く、比較的長期にわたって保有してしまうケースがある。保有していることで管理コストが生じるため、維持管理コスト縮減に向けた未活用の土地の早期解消に取り組んでいく必要がある。</p> <p>公有財産台帳上は、未利用普通財産が多く確認できるが、山林等、現地確認が困難な土地が数多くあり、有効活用につながっていない。</p>				
取組概要	<p>引き続き、現状有姿にて貸付・売却可能な物件については、ニーズに応じて適切に貸付・売却処分を行う。</p> <p>企業等の市内立地や住宅向け分譲地などへの政策的活用については、各部局と連携する中で、民間企業等の不動産ニーズに柔軟に対応し、円滑かつ迅速な有効活用を図る。</p> <p>有効活用されていない市有財産の把握や売却可能な資産の洗い出しを行い、土地情報を一元管理し、庁内で情報の共有化を図るとともに、活用可能な土地の情報提供を行う。</p>				
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北杜市公有財産管理規則</li> <li>●北杜市未利用地売却事務処理要綱</li> <li>●北杜市普通財産有効活用庁内検討会設置要綱</li> </ul>				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●継続し普通財産の貸付・売却を行う。</li> <li>●市有財産の有効活用に向けた庁内連携の強化を図る。</li> <li>●売却・貸付可能財産の洗い出しを行う。</li> </ul>			
	実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>●未利用地等のデータベース整理を行うとともに、庁内で共有を図る。</li> </ul>		

## 行革の柱1 公共施設保有量の最適化（各論）

### 【主な個別施設の今後の取組】

No.	5	取組項目	個別施設計画の策定・推進【市立図書館】		担当課	中央図書館		
現状課題	平成22年度に北杜市立図書館適正配置等検討委員会で出された提言により、現在の図書館8館体制を維持してきた。現在の図書館8館体制は、資源（ヒト、モノ、カネ）が8館に分散されており、社会教育機関としての図書館機能の強化を図る必要がある。							
取組概要	北杜市立図書館適正配置等検討委員会を立ち上げ、図書館のあり方、集約・再編はもとより、図書館の機能強化やサービスの維持・充実を図るために総合的な検討を進める。 北杜市公共施設個別施設計画を策定し、推進する。							
関係法令等	●図書館法 ●北杜市図書館条例							
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7			
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別施設計画の方針性案を決定する。</li> <li>●北杜市立図書館適正配置等検討委員会を立上げ、あり方等について検討し、提言書の方向性を出していただく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別施設計画を策定する。</li> <li>●令和5年度中に提言書を提出していただき、この提言書を基に図書館の集約・再編及び機能強化に向けた検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別施設計画の進捗管理をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●具体的な図書館の集約・再編及び機能強化（案）を決定する。</li> </ul>			
	実績							

No.	6	取組項目	個別施設計画の策定・推進【公営温泉】		担当課	観光課		
現状課題	旧町村単位で保有していた10の温泉施設を合併後も引き続き保有しており、これらの温泉施設は温泉の性質上腐食の進行が早く、施設によっては大規模修繕を行いながら住民ニーズに対応してきたが、各施設とも建築から20年以上が経過し、建物及び設備が老朽化てきており、今後さらなる修繕費の増加が懸念される。また、観光施設である傍ら、福祉的要素も含まれる施設であるため、施設のあり方については慎重に検討する必要がある。							
取組概要	温泉10施設の指定管理者から、現状の問題や今後想定される課題についての洗い出しを行う。 また、地域住民ニーズの聞き取りや検討委員会等から提言をいただく中で、民間移管・譲渡を見据えた施設のあり方についての方向性を検討する。 北杜市公共施設個別施設計画を策定し、推進する。							
関係法令等	●（各施設）条例及び施行規則							
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7			
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各施設代表者からの課題・問題点等の聞き取りを行う。</li> <li>●利用者アンケートを実施する。</li> <li>●個別施設計画の方針性案を決定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設のあり方にに関する検討委員会を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別施設計画の進捗管理をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設のあり方にに関する検討会及びWSを開催する。</li> </ul>			
	実績							

No.	7	取組項目	個別施設計画の策定・推進【市立保育園】		担当課	こども保育課				
現状課題	<p>本市には市立保育園が 14 園あり、公立保育園の施設数は県内最多となっている。その多くが昭和 50 年代に建築された施設で、築 30 年以上の施設が半数以上となっており、今後老朽化による施設改修費の更なる増加が見込まれる。また、園児数の減少や保育士不足に伴う保育士の確保が課題となっている。</p> <p>個別施設計画に位置付けられる北杜市立保育園整備計画は、平成 29 年度に策定済みである。</p>		<table border="1"> <tr> <td>新・行革大綱 基本方針要旨</td><td>・ 8 ~ 10 施設での統合・再編、地域に複数の市立保育園が設置されている地域は、先行して検討</td></tr> <tr> <td></td><td>・ 指定管理者制度を活用した民間事業者による施設運営や完全民営化について検討</td></tr> </table>		新・行革大綱 基本方針要旨	・ 8 ~ 10 施設での統合・再編、地域に複数の市立保育園が設置されている地域は、先行して検討		・ 指定管理者制度を活用した民間事業者による施設運営や完全民営化について検討		
新・行革大綱 基本方針要旨	・ 8 ~ 10 施設での統合・再編、地域に複数の市立保育園が設置されている地域は、先行して検討									
	・ 指定管理者制度を活用した民間事業者による施設運営や完全民営化について検討									
取組概要	<p>保育園の適正規模・適正配置の推進を図るために、各地区に複数の市立保育園が設置されている高根町と長坂町について、先行して統合・再編の検討を行うとともに、併せて民間活用の検討を行う。</p> <p>また、北杜市立保育園整備計画の推進を図るとともに、北杜市公共施設等総合管理計画の改訂に伴い、必要に応じて北杜市保育園整備計画の見直しを行う。</p>									
関係法令等	<p>●北杜市立保育園条例 ●北杜市立保育園条例施行規則 ●北杜市立保育園整備計画</p>									
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7					
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●統合・再編に向けた課題や現状の洗い出しや他自治体等の調査等を行う。</li> <li>●管理運営の民間活用を検討する。</li> <li>●北杜市立保育園整備計画を推進するとともに、必要に応じて見直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高根町と長坂町に設置されている市立保育園の統合・再編に向けた検討を行う。</li> <li>●保護者等への説明を行う。</li> </ul>			●管理運営の民間活用を開始する。				
	実績									

No.	8	取組項目	個別施設計画の策定・推進【市立中学校】		担当課	教育総務課		
現状課題	<p>現在本市には、市立中学校が 9 校あり、学校数では県内市の中でも最も少ない状況にある。</p> <p>また、市立中学校のうち約 45% にあたる 4 校が建設から 40 年以上経過し、老朽化が進んでおり、今後、老朽化による施設の修繕・改修費等の財政負担の増加が見込まれる。</p> <p>少子化による生徒数の減少が進展する中で、施設の老朽化などによる将来的な財政負担の軽減と魅力ある学校づくりを推進していく必要がある。</p>		<table border="1"> <tr> <td>新・行革大綱 基本方針要旨</td><td>・ 市立中学校 2 ~ 4 校での統合・再編（甲陵中を除く）</td></tr> </table>		新・行革大綱 基本方針要旨	・ 市立中学校 2 ~ 4 校での統合・再編（甲陵中を除く）		
新・行革大綱 基本方針要旨	・ 市立中学校 2 ~ 4 校での統合・再編（甲陵中を除く）							
取組概要	<p>市立中学校は、「北杜市小中学校適正規模等審議会」からの答申を受け、今後この答申を基に、中学校の適正規模・適正配置・通学区域等について「市立中学校再編整備検討委員会」において外部の意見を聞きながら検討を行う。<b>また、検討結果を踏まえ、中長期保全化計画の見直しを行いながら、統合・再編・長寿命化を進める。</b></p>							
関係法令等	<p>●学校教育法第 38 条（小学校設置義務）、同第 49 条（中学校設置義務）</p>							
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7			
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中学校は、検討委員会を設置し、適正規模・配置等について検討を行う。</li> <li>●保全化計画の見直しを検討する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●再編整備検討委員会からの提言書をいただく。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●提言書に基づき、具体的な統合・再編（案）を決定する。</li> </ul>		
	実績							

No.	9	取組項目	個別施設計画の策定・推進【学校給食センター】		担当課	学校給食課		
現状課題	<p>本市の学校給食は、現在、北杜南学校給食センター、北杜北学校給食センター、小淵沢学校給食センター、泉中学校学校給食調理場の4箇所で運営を実施している。学校給食センター及び中学校給食調理場は、引き続き、安全・安心な給食の提供と効率的な施設運営を図ることとするが、児童・生徒数の推移を踏まえつつ、長期的な視点から集約化の検討を進める必要がある。</p> <p>なお、南・北給食センターへの統合にあたっては、給食センター毎の調理数に上限があることから、児童・生徒数の動向を注視する中で、必要に応じて改修が必要となる。</p>							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">新・行革大綱 基本方針要旨</td> <td style="padding: 5px;">・小淵沢学校給食センター及び泉中学校学校給食調理場は、北杜南学校給食センター又は北杜北給食センターへ統合</td> </tr> </table>					新・行革大綱 基本方針要旨	・小淵沢学校給食センター及び泉中学校学校給食調理場は、北杜南学校給食センター又は北杜北給食センターへ統合	
新・行革大綱 基本方針要旨	・小淵沢学校給食センター及び泉中学校学校給食調理場は、北杜南学校給食センター又は北杜北給食センターへ統合							
取組概要	<p>既存4施設の調理場の現状（設備面・人員面、コスト比較等）を十分把握し検証するなかで、<b>統合や民間活用における他自治体の事例</b>があるもの等を調査検討の上、中学校の統合も鑑み、北杜南学校給食センターと北杜北学校給食センターへの統合を基本線とする2センター化を図る。</p> <p>北杜市公共施設個別施設計画を策定し、推進する。</p>							
関係法令等	<p>●<b>北杜市立学校給食調理場条例</b> ●<b>北杜市立学校給食調理場条例施行規則</b></p>							
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7			
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集約・統合に向け、管理・運営面での民間委託の導入から検討を行う。</li> <li>●個別施設計画の方針性案を決定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現場スタッフとのヒアリング等を通じ、現状の課題を明確にする。</li> <li>●個別施設計画を策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ソフト・ハード両面の調査委託を行い、本格的な検証を開始する。</li> <li>●個別施設計画の進捗管理をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調査結果等を基に、2センターへの統合が実現可能か否かを判断する。</li> <li>●市民に対し十分な説明を行う。</li> </ul> 			
	実績							

No.	10	取組項目	個別施設計画の策定・推進【市営住宅】		担当課	住宅課		
現状課題	<p>現在管理を行っている市営住宅は、令和4年5月末現在で50団地、1,387戸である。</p> <p>老朽化し、耐震基準を満たさない木造戸建・簡易平屋建住宅については、入居者の安全を図るために、入居者の住宅を確保しながら、適宜解体等を実施し整理縮小を進めているところである。</p>							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">新・行革大綱 基本方針要旨</td> <td style="padding: 5px;">・北杜市公共施設等総合管理計画の改訂を踏まえた、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」の見直し ・目標管理戸数の達成に向けた、着実な用途廃止と有効なストックの長寿命化実施 ・退去者への住宅確保支援や公営住宅の減免規定等を見直し、入居替えを促進</td> </tr> </table>					新・行革大綱 基本方針要旨	・北杜市公共施設等総合管理計画の改訂を踏まえた、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」の見直し ・目標管理戸数の達成に向けた、着実な用途廃止と有効なストックの長寿命化実施 ・退去者への住宅確保支援や公営住宅の減免規定等を見直し、入居替えを促進	
新・行革大綱 基本方針要旨	・北杜市公共施設等総合管理計画の改訂を踏まえた、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」の見直し ・目標管理戸数の達成に向けた、着実な用途廃止と有効なストックの長寿命化実施 ・退去者への住宅確保支援や公営住宅の減免規定等を見直し、入居替えを促進							
取組概要	<p>北杜市公共施設等総合管理計画の改訂に伴い、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」の見直しを行う。また、修繕や改修などが必要な市営住宅については、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき最適配置を行うとともに、計画に基づく用途廃止・維持保全・全面的改修等を計画的に進め、目標管理戸数の達成実現を図る。</p>							
関係法令等	<p>●<b>北杜市営住宅条例</b> ●<b>北杜市営住宅条例施行規則</b> ●<b>北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画</b></p>							
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7			
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●用途廃止を検討している住宅に入居する世帯は、他の市営住宅等への移転・退居を促し、住宅の整理縮小を進める。</li> <li>●総合活用計画・長寿命化計画の見直しを検討する。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合活用計画・長寿命化計画の改訂を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合活用計画・長寿命化計画を推進する。</li> </ul>				
	実績							

## 行革の柱2 島入の確保・歳出の抑制

### 【2-1 事業・サービスの見直しによる人件費の縮減】

No.	11	取組項目	アウトソーシングの推進	担当課	政策推進課 事業所管課
現状課題	<p>高齢化の進展による社会保障費の増加や公共ニーズが複雑多様化する一方で、今後人口減少等による税収の減少、職員数の減少が見込まれる。</p> <p>これまで以上に簡素で効率的な自治体経営が求められていることから、市が行う事業について、民間が有する専門性やノウハウを活用することで、サービスの維持・向上やコストの削減を図るとともに、市が本来果たすべき役割の重点化や市職員が直接携わらなければならない業務へ注力できる体制づくりが必要である。</p>				
取組概要	<p>「民間で代替可能な業務は民間に委ねる」ことを基本に、全庁的に業務・事業の洗い出しを行い、アウトソーシングの可能性を検証し、積極的に導入を図る。</p> <p>導入にあたっては、「適切なサービス水準の維持」「民間に委ねることに法的な制約がないか」「人件費を含めたコスト削減が見込めるか」「安定的・継続的に業務の遂行が可能か」「民間活力導入が効果的か」等を総合的に判断し、決定を行う。</p> <p>【主な検討対象業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市役所本庁舎宿直業務（総務課）</li> <li>● 放課後児童クラブ運営業務（子育て政策課）</li> <li>● 保育園管理運営業務（こども保育課）</li> <li>● 八ヶ岳スケートセンター管理運営業務（生涯学習課）</li> <li>● 八ヶ岳やまびこホール管理運営業務（生涯学習課）</li> <li>● 学校給食センター管理運営業務（学校給食課） 等</li> </ul>				
関係法令等					
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
年次計画	計画	<p>●他自治体の導入事例等の調査・研究を行い、本市での導入について検討を行う。</p>	<p>●隨時、導入が可能な事業から、アウトソーシング導入を図る。</p>	<p>●導入事業の効果検証を行い、効果が望める事業への水平展開を図る。</p>	
	実績				

No.	12	取組項目	AI・RPA・ICT 等の導入推進		担当課	未来創造課
現状課題			<p>総務省が開催した「自治体戦略 2040 構想研究会」では、2040 年を目指す全国的に本格的な人口減少社会を迎え、自治体職員も現在の半数になることが示されている。<b>今後、市の職員数も減少が見込まれることを踏まえ、市職員が本来行うべき業務に注力していくかなければならぬことから、AI や RPA といったツールの活用により、自治体業務の見直し・刷新を図る必要がある。</b></p> <p>現在は、庁内における AI・RPA・ICT 等活用のニーズや業務の実態把握が不十分であり、活用に向けた整備が進んでいない。</p>			
取組概要			<p>アンケート調査やヒアリング等により、組織における業務の実態把握を行い、「北杜市 DX 推進計画」において AI・RPA・ICT 等の導入目標を掲げた中で、AI・RPA を導入し、活用を図る。</p> <p>また、これまで各種審議会等における会議録の作成は、職員の業務負担であり、長年の課題となっていたことから、事務負担の省力化を図るために、令和 3 年度において試験的に会議録作成システムの無料トライアルを実施したところであり、会議録作成システムについては先行して本格導入を行い、活用の推進を図る。</p>			
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総務省：自治体 DX 推進計画（手順書）</li> </ul>					
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7	
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケート調査やヒアリング等により、組織における業務の実態を把握する。</li> <li>●AI 議事録システムを比較検討の上、導入する。</li> <li>●北杜市 DX 推進計画を策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●AI・RPA・ICT 等を導入する。</li> <li>●利用状況及び効果を検証する。</li> </ul>			
	実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>●AI 議事録システム導入後の利用状況及び効果検証を行う。</li> </ul>			

No.	13	取組項目	行政組織改革の推進		担当課	政策推進課
現状課題			<p>多様化・複雑化する業務への対応が求められる中、簡素で効率的であり、市民サービスの向上に資する行政組織の見直しが求められる。</p>			
取組概要			<p>各部局等から業務等に関する現状と課題を抽出し、北杜市行政組織改革検討委員会（組織改革委員会）において、行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織とするための検討を行う。</p>			
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北杜市行政組織条例</li> <li>●北杜市行政組織条例規則</li> <li>●北杜市総合支所設置条例施行規則</li> <li>●北杜市行政組織改革検討委員会設置要綱</li> </ul>					
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7	
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本庁及び総合支所へのヒアリングを行う。</li> <li>●組織改革委員会を開催し検討する。</li> </ul>				
	実績					

No.	14	取組項目	総人件費の縮減	担当課	人事課
現状課題	令和2年度の総人件費は5,247,015千円であり、今後、会計年度任用職員の処遇改善や地方公務員法改正に伴う定年延長により人件費の増加が見込まれる。				
取組概要	<p>職員の健康増進やワーク・ライフ・バランスの推進の観点から、業務管理、事務量及び業務プロセスの見直しや人材育成等により、職員の能力を育成し、業務の効率化を図る。</p> <p>また、定時退庁日の周知・徹底を行うとともに、「北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に規定する勤務時間の上限を超えた職員への通知を行い、時間外勤務の縮減を進めることで、総人件費の削減に取り組む。</p> <p>平成29年度～令和元年度の3ヵ年平均の時間外勤務手当決算額97,580千円を上回らないよう抑制を図る。(令和2年度は新型コロナウィルス感染症の影響により時間外勤務手当が減少しているため、3ヵ年平均から除く。)</p>				
関係法令等	●北杜市定員適正化計画				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務管理や事務量の見直し等による業務の効率化を図る。</li> <li>●定時退庁日の周知・徹底を図る。</li> <li>●時間外勤務の縮減を図る。</li> </ul>			
	実績				

## 【2-2 上下水道事業の経営健全化】

No.	15	取組項目	上下水料金体系・料金の見直し	担当課	上下水道総務課
現状課題	令和2年4月の上下水道事業の地方公営企業法適用後、資産維持に係る将来コストが明確になり、資産の償却の状況を把握することが可能となった。本市では、これまで受益者に資産維持に係る負担を求めていなかったが、この状態を維持すると経営が成り立たないということが判明したため、今後は料金・使用料に資産維持に係る費用を転嫁する必要がある。				
取組概要	水道事業の維持管理費に減価償却費と資産減耗費を加えた「営業費用」と、支払利息と資産維持費の合計である「資本費用」の合算から、他会計繰入金と長期前受金戻入を控除した額を原価とし、料金収益でその全額を賄うものが「総括原価方式」の基本的な考え方である。一方、本市では現在、資産維持費を原価として計上していないことから、見直しを行い、資産維持費を「資本費用」に算入し、総括原価方式による料金改定を行う。				
関係法令等	●地方公営企業法				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●料金の推計・体系案の検討・作成を行う。</li> <li>●上下水道事業審議会による審議を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●改定議案の検討・作成を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民への周知等を行う。</li> <li>●新料金・使用料の適用を開始する。</li> </ul>	
	実績				

No.	16	取組項目	基準外繰入金の縮減		担当課	上下水道総務課		
現状課題	上下水道事業は、一般会計からの繰入金に大きく依存しており、そのうち基準外繰入金は上水道事業が4億円／年、下水道事業が7億円／年を超える高い水準にあることから、一般会計からの基準外繰入金の縮減に努める必要がある。							
取組概要	<p>水道会計への繰入金の上限額設定や、下水道会計の新規起債の抑制、元利償還額見合いの補助金の漸減に取り組み、基準外繰入金の縮減を図る。</p> <p>また、これまで徴収していなかった、消防水利の確保に係る費用を営業収益として徴収することを検討する。</p>							
関係法令等	●北杜市上下水道事業経営基本計画							
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7			
	計画	●上下水道事業審議会等での意見聴取を行う。	●繰入金上限額の設定を検討する。 ●起債の抑制を検討する。  ●消防水利確保に係る費用の徴収を検討する。			●基準外繰入金を縮減する。		
	実績							

No.	17	取組項目	(水道事業) 施設の老朽化対策の推進		担当課	上下水道施設課		
現状課題	現在市内には、受水池兼配水池 15 箇所、配水池 96 箇所、水道管総延長約 1,343 km の施設がある。上下水道は施設の老朽化が進み、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である有収率は全国平均 89.8% を大きく下回る 58.0% という状況にある。 持続可能な水道事業を実現するため、計画的に施設の更新を行う必要がある。							
取組概要	水道施設の更新については、配水池や浄水場といった施設も存在するが、水道管路の老朽化が著しいことから水道管路の更新を図り水道事業の有収率の向上を行う。 老朽化と併せて管路施設の耐震化を図り、より強靭な施設の構築を推進する。							
関係法令等	●北杜市水道施設中長期整備計画							
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7			
	計画	●施設更新箇所の調査を行う。	●調査結果に基づき、設計を行う。			●設計に基づき、施工を開始する。		
	実績							

No.	18	取組項目	(下水道事業) 处理施設の統廃合の推進	担当課	上下水道施設課
現状課題	<p>市内には、特定環境保全公共下水道の処理施設 11 施設、農業集落排水事業の処理施設 25 施設、計 36 施設ある。</p> <p>多くの施設があり処理能力が高い一方で、人口規模に対して処理場が多いため施設利用率は低く、また、維持管理等に莫大な費用を必要とすることから下水道事業運営を圧迫している。</p>				
取組概要	<p>処理施設の地理的要因や施設規模及び施設の更新時期等を踏まえた中で、施設の統合・廃止を行い下水道事業の効率化を図る。</p> <p>下水道アクションプランに基づき、計画的に処理施設の統廃合を進めるとともに、社会情勢等を踏まえつつ、必要に応じて下水道アクションプランの見直しを検討する。</p>				
関係法令等	●北杜市下水道アクションプラン				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	●処理施設の概要調査を行う。	●統廃合施設の関係機関との連絡調整・協議を行う。	●改築・更新設計を実施する。 ●関係機関に必要な各種申請を行う。	●設計に基づき施工を開始する。
	実績				

### 【2-3 自主財源の確保】

No.	19	取組項目	収納対策の推進（現年分）	担当課	収納課 こども保育課 子育て政策課 住宅課 学校給食課																											
現状課題	<p>少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少による減収や地方交付税の縮減など、今後安定的な歳入確保が困難になる中で、安定した収入の確保と負担の公平性の観点から、各種税・料金等の収納率の維持・向上に取り組む必要がある。</p> <p>令和3年度の各種税・料金等の現年分収納率の実績は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税・料金の別</th><th>所管課</th><th>令和3年度収納率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市税</td><td>収納課</td><td>99.4%</td></tr> <tr> <td>国民健康保険税</td><td>収納課</td><td>98.1%</td></tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td><td>収納課</td><td>99.8%</td></tr> <tr> <td>介護保険料</td><td>収納課</td><td>99.8%</td></tr> <tr> <td>保育料</td><td>こども保育課</td><td>100.0%</td></tr> <tr> <td>放課後児童クラブ負担金</td><td>子育て政策課</td><td>99.9%</td></tr> <tr> <td>住宅使用料</td><td>住宅課</td><td>99.5%</td></tr> <tr> <td>学校給食費</td><td>学校給食課</td><td>99.9%</td></tr> </tbody> </table>					税・料金の別	所管課	令和3年度収納率	市税	収納課	99.4%	国民健康保険税	収納課	98.1%	後期高齢者医療保険料	収納課	99.8%	介護保険料	収納課	99.8%	保育料	こども保育課	100.0%	放課後児童クラブ負担金	子育て政策課	99.9%	住宅使用料	住宅課	99.5%	学校給食費	学校給食課	99.9%
税・料金の別	所管課	令和3年度収納率																														
市税	収納課	99.4%																														
国民健康保険税	収納課	98.1%																														
後期高齢者医療保険料	収納課	99.8%																														
介護保険料	収納課	99.8%																														
保育料	こども保育課	100.0%																														
放課後児童クラブ負担金	子育て政策課	99.9%																														
住宅使用料	住宅課	99.5%																														
学校給食費	学校給食課	99.9%																														
取組概要	<p>これまでの取組を継続し、納期限ごとの催告書の発送や、早い段階での滞納処分の執行など、早期着手に努める。また、口座振替の推奨に加えて、アプリを利用した電子決済サービスの利用など、さらなる納税環境の整備を行い、収納率の向上に努める。</p> <p>各種税・料金等の取組は以下のとおり。</p> <p>【市税】 収納率は、毎年度 99.0%以上を維持する。      【国民健康保険税】 収納率は、毎年度 97.0%以上を維持する。      【後期高齢者医療保険料】 収納率は、毎年度 99.0%以上を維持する。      【介護保険料】 収納率は、毎年度 99.0%以上を維持する。      【保育料】 収納率は、毎年度 99.0%以上を維持する。      【放課後児童クラブ負担金】 収納率は、毎年度 99.0%以上を維持する。      【市営住宅使用料】 収納率は、毎年度 99.0%以上を維持する。      【学校給食費】 収納率は、毎年度 99.0%以上を維持する。</p>																															
関係法令等	●国税徴収法第 141 条 ●地方税法第 20 条の 11 ●地方税法第 331 条 等																															
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7																											
年次計画	計画	●公平性・公正性の観点を踏まえた適切な納税相談を行う。 ●納期限ごとに催告書を送付する。 ●訪問等により滞納整理を促進する。 ●新たな収納方法を検討する。																														
	実績																															

No.	20	取組項目	収納対策の推進（過年分）	担当課	収納課 こども保育課 子育て政策課 住宅課 学校給食課 秘書広報課																														
現状課題	<p>少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少による減収や地方交付税の縮減など、今後安定的な歳入確保が困難になる中で、安定した収入の確保と負担の公平性の観点から、各種税・料金等の収納率の維持・向上に取り組む必要がある。</p> <p>令和3年度の各種税・料金の過年分収納率の実績は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税・料金の別</th><th>所管課</th><th>令和3年度収納率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市税</td><td>収納課</td><td>24.3%</td></tr> <tr> <td>国民健康保険税</td><td>収納課</td><td>33.9%</td></tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td><td>収納課</td><td>60.9%</td></tr> <tr> <td>介護保険料</td><td>収納課</td><td>40.9%</td></tr> <tr> <td>保育料</td><td>こども保育課</td><td>8.2%</td></tr> <tr> <td>放課後児童クラブ負担金</td><td>子育て政策課</td><td>79.5%</td></tr> <tr> <td>住宅使用料</td><td>住宅課</td><td>14.1%</td></tr> <tr> <td>学校給食費</td><td>学校給食課</td><td>11.9%</td></tr> <tr> <td>CATV 使用料（～平成19年）</td><td>秘書広報課</td><td>3.0%</td></tr> </tbody> </table>					税・料金の別	所管課	令和3年度収納率	市税	収納課	24.3%	国民健康保険税	収納課	33.9%	後期高齢者医療保険料	収納課	60.9%	介護保険料	収納課	40.9%	保育料	こども保育課	8.2%	放課後児童クラブ負担金	子育て政策課	79.5%	住宅使用料	住宅課	14.1%	学校給食費	学校給食課	11.9%	CATV 使用料（～平成19年）	秘書広報課	3.0%
税・料金の別	所管課	令和3年度収納率																																	
市税	収納課	24.3%																																	
国民健康保険税	収納課	33.9%																																	
後期高齢者医療保険料	収納課	60.9%																																	
介護保険料	収納課	40.9%																																	
保育料	こども保育課	8.2%																																	
放課後児童クラブ負担金	子育て政策課	79.5%																																	
住宅使用料	住宅課	14.1%																																	
学校給食費	学校給食課	11.9%																																	
CATV 使用料（～平成19年）	秘書広報課	3.0%																																	
取組概要	<p>過年分の滞納者へは、適切な差押えや公売などの滞納処分の実施、法令による滞納処分執行停止要件に該当する案件の速やかな執行停止の実施、税負担の公平性・公正性を踏まえた納税相談、滞納整理促進のための訪問徴収、効果的な催告書の送付など、これまでの取組の維持・強化に取り組む。</p> <p>また、徴税吏員の知識習得や、技術向上が必要となるため、研修会への参加や、外部アドバイザーによる個別困難案件相談を積極的に行う。</p> <p>各種税・料金等の取組は以下のとおり。</p> <p>【市税】収納率は、毎年度20.0%以上を維持する。  【国民健康保険税】収納率は、毎年度26.0%以上を維持する。  【後期高齢者医療保険料】収納率は、毎年度47.0%以上を維持する。  【介護保険料】収納率は、毎年度36.0%以上を維持する。  【保育料】収納率は、毎年度5.0%以上を維持する。  【放課後児童クラブ負担金】収納率は、毎年度30.0%以上を維持する。  【市営住宅使用料】収納率は、毎年度13.0%以上を維持する。  【学校給食費】収納率は、毎年度30.0%以上まで向上を図る。  【CATV 使用料】収納率は、毎年度5.0%以上まで向上を図る。</p>																																		
関係法令等	●国税徴収法第141条 ●地方税法第20条の11 ●地方税法第331条 等																																		
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7																														
	計画	●公平性・公正性の観点を踏まえた適切な納税相談を行う。 ●適切な差押・公売などの滞納処分及び執行停止を行う。 ●訪問等により滞納整理を促進する。 ●研修会への参加拡充及び外部アドバイザーからのさらなる知識の習得を図る。																																	
	実績																																		

No.	21	取組項目	ふるさと納税等の推進【ふるさと納税制度】	担当課	ふるさと納税課
現状 課題	<p>平成 20 年度の制度開始以降、北杜市産返礼品の創出や市内事業者の参画の推進などを図り、自主財源となる寄附額の増加に取り組んできたところである。</p> <p>令和元年度には、民間ポータルサイトの充実とふるさと納税業務の一部について外部委託を行い、取組の強化を図ったが、今後も更なる自主財源の確保に努める必要がある。</p> <p>令和 3 年度の寄附件数は 41,940 件、寄附額は 1,135,082 千円となっている。</p>				
取組概要	<p>民間ポータルサイトのノウハウを活用したデータ収集を行い、寄附者の動向や選ばれやすい地場産品の傾向を把握し、効果的な広告宣伝や返礼品登録事業者との連携による返礼品の創出に取り組む。</p> <p>ふるさと納税で本市を知った寄附者と潜在的な寄附者を取り込むため、SNS の活用などにより本市の魅力を継続的に発信することで、交流人口や関係人口に繋がる北杜ファンの増加を図る。</p>				
関係法令等	●地方税法				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●寄附額 10 億円／年以上を維持する。</li> <li>●新たな返礼品を創出する。</li> <li>●SNS を活用した効果的な情報発信に取り組む。</li> </ul>			
	実績				

No.	22	取組項目	ふるさと納税等の推進【企業版ふるさと納税制度】	担当課	ふるさと納税課
現状 課題	<p>平成 28 年度に創設された企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人住民税等から税額控除する仕組みである。本市では、令和 4 年 7 月 8 日に第 2 期北杜市まち・ひと・しごと創生推進計画の認定を受け、事業に取り組んでいるところであるが、比較的新しい制度のため、企業向けに制度活用の周知を図る必要がある。</p> <p>令和 3 年度の企業版ふるさと納税寄附件数は 1 件、寄附額は 2,000 千円となっている。</p>				
取組概要	<p>市長のトップセールスなどから、企業訪問に繋げ周知を行う。また、本市が実施する地方創生事業と関連の深い企業、市とゆかりのある経営者など事前の情報収集等により制度の活用推進に取り組む。</p> <p>国が主催する企業とのマッチング会や先進的に取り組んでいる自治体を参考に、北杜ファン企業の増加を図る。</p>				
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方税法 ●租税特別措置法 ●地域再生法 ●地域再生法施行令</li> <li>●地域再生法施行規則 ●第 2 期北杜市まち・ひと・しごと創生推進計画</li> </ul>				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●制度活用の周知と事業に対する職員の理解向上を図る。</li> <li>●企業とのマッチング会など寄附活用事業の PR を行う。</li> <li>●先進的に取り組む自治体を調査・研究する。</li> </ul>			(●現行の事業実施期間外)
	実績				

No.	23	取組項目	ふるさと納税等の推進【環境保全基金制度、芸術文化スポーツ振興基金制度】	担当課	環境課 生涯学習課									
現状課題	<p><b>環境保全基金制度</b>は、平成20年度の創設以来、企業をはじめ多くの皆様から支援をいただき、森林整備や環境教育、地下水の保全、市民提案型環境保全活動に活用している。寄附行為であるため社会情勢に影響されやすく金額は縮小傾向にあるが、寄附者は増加傾向で、市の目指す施策への理解が醸成されつつある。一方で、提案型事業は恒例化が一因し減少基調で推移しており、促進策を検討する必要がある。</p> <p><b>芸術文化スポーツ振興基金制度</b>は、市民の一流の芸術文化・スポーツに触れる機会を創出するため、企業等から協力金をいただき、「教育・文化に輝く杜づくり」の推進を目的に設置された制度である。例年、企業や個人への寄附案内を実施しているが、コロナ禍の影響で企業訪問ができず新たな寄附企業等の開拓ができていないことや、制度の認知度が低く周知が必要といった課題がある。</p> <p>令和3年度の各基金制度における寄附実績は次のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>基金制度名</th> <th>寄附件数</th> <th>寄付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全基金制度</td> <td>87件</td> <td>39,358千円</td> </tr> <tr> <td>芸術文化スポーツ振興基金</td> <td>5件</td> <td>3,480千円</td> </tr> </tbody> </table>					基金制度名	寄附件数	寄付金額	環境保全基金制度	87件	39,358千円	芸術文化スポーツ振興基金	5件	3,480千円
基金制度名	寄附件数	寄付金額												
環境保全基金制度	87件	39,358千円												
芸術文化スポーツ振興基金	5件	3,480千円												
取組概要	新たな寄附企業等を確保するため、トップセールスの活用や他部署との連携による企業等の訪問を進め、広報紙等での周知を図る。また、企業・個人からのより一層の協力をいただくため、恒例化・定型化した事業は、新たな視点や切り口でのリニューアルも検討する。													
関係法令等	●北杜市環境保全基金条例													
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7									
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●トップセールスや他部局との連携による情報発信強化を図る。</li> <li>●市事業のプラッシュアップを図る。</li> <li>●環境保全基金はR3年度の寄附実績以上を確保する。</li> <li>●芸術文化スポーツ振興基金は7件/年以上を確保する。</li> </ul>												
	実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>●芸術文化スポーツ振興基金は9件/年以上を確保する。</li> <li>●芸術文化スポーツ振興基金は11件/年以上を確保する。</li> <li>●芸術文化スポーツ振興基金は13件/年以上を確保する。</li> </ul>											

No.	24	取組項目	ふるさと納税等の推進【クラウドファンディング】	担当課	ふるさと納税課
現状課題	クラウドファンディングは、本市が目指すまちづくりへの取組に共感できる方々からの寄付であり、自主財源の確保策として幅広く活用していくことが求められている。クラウドファンディングの実施には、民間ポータルサイトを使用して募集する方法が主となり、地域課題の解決に寄与する効果的な寄附の働きかけを行うルールの整備が必要である。				
取組概要	<p>クラウドファンディングの取組は、ふるさと納税制度を活用した募集を展開するため、事業を執行する担当課の申出において実施し、ふるさと納税課が契約する民間ポータルサイトを活用する。</p> <p>事業を執行する担当課と明確な事業目的と寄附者の共感が得られる企画・立案の作成及びPR活動など必要事項を協議しながら取り組む。</p> <p>各部局においてクラウドファンディングを活用して事業を実施する際の参考とするため、クラウドファンディングに関する基本的な考え方や実施手順等を示す活用方針の整備に取り組む。</p>				
関係法令等	●地方税法				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●クラウドファンディングの活用方針を整備する。</li> <li>●先進自治体と民間ポータルサイトの調査を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふるさと納税制度を活用したサイトへの掲載を行う。</li> </ul>		
	実績				

No.	25	取組項目	広告収入の拡充【広報紙、市HP、共用封筒】	担当課	秘書広報課 管財課															
現状課題			<p>新たな財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るために、<b>広報紙、市ホームページ、共用封筒</b>に企業等の広告を掲載しているが、広告媒体によっては積極的に広告掲載に応募する企業等が少なく、市から依頼して応募いただくケースが多い。また、他部署との連携が図られておらず、企業向けの営業をそれぞれの部署で実施しており、非効率な状況にある。</p> <p>自主財源の確保を図る観点から、更なる広告掲載率の向上に取り組む必要がある。</p> <p>令和3年度の各広告掲載媒体における実績は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>広告掲載媒体名</th> <th>広告掲載率</th> <th>広告収入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報紙</td> <td>71.4%</td> <td>471,440円</td> </tr> <tr> <td>市ホームページ</td> <td>85.7%</td> <td>754,550円</td> </tr> <tr> <td>共用封筒（長3）</td> <td>100%</td> <td>209,600円</td> </tr> <tr> <td>共用封筒（角2）</td> <td>(R3年度は未作成)</td> <td>(R3年度は未作成)</td> </tr> </tbody> </table>	広告掲載媒体名	広告掲載率	広告収入額	広報紙	71.4%	471,440円	市ホームページ	85.7%	754,550円	共用封筒（長3）	100%	209,600円	共用封筒（角2）	(R3年度は未作成)	(R3年度は未作成)		
広告掲載媒体名	広告掲載率	広告収入額																		
広報紙	71.4%	471,440円																		
市ホームページ	85.7%	754,550円																		
共用封筒（長3）	100%	209,600円																		
共用封筒（角2）	(R3年度は未作成)	(R3年度は未作成)																		
取組概要			広報紙、ホームページのほか新たにSNSを活用して周知を図るとともに、府内の他部局等との連携を図りながら、効率的かつ効果的な広告主確保に向けた募集を行う。また、広告掲載希望者の増加を図るために広告掲載枠の拡充を検討するとともに、広告媒体としての魅力向上に取り組む。																	
関係法令等			各広告掲載媒体において、広告掲載率100%を確保する。																	
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7															
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●SNS等を活用し、情報発信部局等との連携した広告募集を行う。</li> <li>●広告枠の拡充を検討する。</li> <li>●広告媒体としての魅力向上に取り組む。</li> </ul>																		
	実績																			

No.	26	取組項目	広告収入の拡充【市指定ごみ袋】	担当課	環境課
現状課題			<p>本市では既に広報、ホームページ、封筒に企業広告を掲載しているところであるが、更なる財源の確保と市民サービス向上及び地域経済の活性化を図るために、新たな広告媒体への広告掲載の可能性について調査・検討する必要がある。</p> <p>指定のごみ袋は市民が毎日目にするものであり、市の指定ごみ袋に企業広告を導入している自治体も増えている。</p> <p>市ではごみ排出用の指定ごみ袋の作成を年に2回入れにより実施しているところであり、作成費用を抑えるため大量発注し、委託先の市商工会で在庫状況を管理してもらいながら追加発注しつつ、作成している。無地袋に可燃、不燃などのプリントをしているが、注意事項などの記載が多く、広告スペースの確保が困難で、仮に広告を入れた際に全ての文字の大きさが小さくなることが見込まれる。</p>		
取組概要			導入にあたっては、発注から市民へごみ袋が流通するまでに相当の時間もかかることなどの課題もあるため、まずは、導入の可能性について調査、検討をしていく。		
関係法令等			●北杜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱		
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他自治体・先進地等の状況を調査する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●商工会との協議・調整を行う。</li> <li>●ごみ袋の仕様に関する調査・研究を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●募集開始に向けた検討を行う。</li> </ul>
	実績				

No.	27	取組項目	広告収入の拡充【ネーミングライツ】		担当課	政策推進課		
現状課題	本市の施設の通称を決定する権利を法人に付与することにより、施設の管理費等の財源を確保し、財政の健全化に寄与することを目的に平成24年度に要綱の整備を行った。 制度の導入に向けては、対象となる施設の選定やパートナーとなる企業との協議が進まなかったなどの理由を背景に、これまで本市では導入実績が無い状況である。							
取組概要	本市の施設にネーミングライツを導入することにより新たな自主財源を確保し、市有財産の有効活用及び施設の良好な管理を図る。 円滑な運用を目指し、実施要綱の見直しや手引き等の作成についての検討を行う。							
関係法令等	●北杜市命名権売却事業実施要綱							
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7			
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他自治体の取組を検証する。</li> <li>●導入可能施設の検討・方針を決定する。</li> <li>●制度の見直しや手引き等を作成する。</li> <li>●公募に向けた検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ネーミングライツパートナーの募集、決定を行う。</li> </ul>					
	実績							

## 行革の柱3 組織体制の適正化

### 【3-1 市役所本庁舎の建設と総合支所の見直し】

No.	28	取組項目	市役所本庁舎の建設推進	担当課	政策推進課
現状課題	現在の市役所は、合併時に、位置を暫定的に旧須玉商業高等学校跡地とし、仮庁舎として校舎等を活用すること、合併後10年間のうちに事務所の位置を検討することとしていたが、現在もその方向性を示すことができていない状況にある。現在の暫定の本庁舎は、老朽化や耐震性能、ユニバーサルデザイン、執務スペースの縮小、会議室の不足、防災拠点としての機能不足など、様々な課題を抱えている。				
取組概要	北杜市役所の位置、総合支所のあり方庁内検討委員会（庁内検討会）において、本庁舎整備に係る様々な課題を整理するなどし、整備の基本的な方向性等について調査・検討を行う。また、合わせて有識者や外部の委員で構成する「本庁舎の在り方検討会（仮称）」（有識者等検討会）を設置し、幅広い視点から意見を伺い、検討を進めていく。なお、合併以来の大きな懸案となっていることから、一定の時間をかけ検討を進めしていく。				
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方自治法第4条第1項</li> <li>●北杜市役所の位置を定める条例</li> </ul>				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●庁内検討会を開催し、調査・検討を行う。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●有識者等検討会を設置し、意見等を聴取する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本庁舎の基本的な方針決定に向けた最終調整を行う。</li> <li>●本庁舎の基本的な方針に関する住民周知を行う。</li> </ul>
	実績				

No.	29	取組項目	庁舎建設に係る財源確保	担当課	財政課
現状課題	令和3年度末の庁舎建設基金残高は20億2千万円であり、公共施設整備基金残高は45億6千万円である。新庁舎建設に係る将来負担の軽減を図り、将来にわたり持続可能な財政運営を行うためには、庁舎建設基金の更なる積み増しが必要である。				
取組概要	歳出抑制、自主財源の確保及び有利な財源の活用により一般財源を確保する中で、令和7年度末までに庁舎建設基金及び公共施設整備基金をそれぞれ40億円確保し、新庁舎建設のための財源を確保する。				
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中・長期財政見通し</li> </ul>				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設整備基金は残高が40億円を下らないよう取り崩しを抑制する。</li> <li>●庁舎建設基金は前年度末基金残高から5億円程度の積み増しを行う。</li> </ul>			
	実績				

No.	30	取組項目	行政センター化の推進	担当課	政策推進課 未来創造課
現状課題	<p>総合支所は、窓口業務を中心とした支所機能を備えた行政拠点として業務を行っており、その業務は多岐にわたるものとなっている。一方、社会情勢の変化等から複雑化・多様化する業務へ対応するため、本庁機能の強化・本庁への人員配置の強化が急務となっており、これまでのようによく本庁と総合支所で同様の業務を行うことが困難となっている。</p> <p>今後も総合支所の縮小が避けられない中で、市民が「待たない」「書かない」「行かない」窓口の実現に向け、ICTツール活用等による申請手続き等の見直しが求められている。</p>				
取組概要	<p>各部局及び総合支所等へのヒアリング等を通じ、現状と課題を把握し、北杜市役所の位置、総合支所のあり方庁内検討委員会（庁内検討会）において、「総合支所のあり方」に関して調査・検討を行う。</p> <p>本庁と総合支所の事務分担の明確化を図り、総合支所の行政センター化を推進し、市民サービスに直結する窓口業務を基本とし、窓口対応もICTツールを活用するなど本庁と同等の窓口サービスが提供できる体制構築を図る。</p>				
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方自治法第155条第1項</li> <li>●北杜市行政組織規則</li> <li>●北杜市総合支所設置条例及び施行規則</li> <li>●北杜市行政組織改革検討委員会設置要綱</li> </ul>				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●庁内検討会を開催し、調査・検討を行う。</li> <li>●本庁及び総合支所へのヒアリングを行う。</li> </ul> <p>●総合支所窓口のICT化を導入し、利用状況を把握し、効果を検証する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合支所の行政センター化に向けた最終調整を行う。</li> <li>●行政センター化に関する住民周知を行う。</li> </ul>
	実績				

### 【3-2 デジタル時代の変化への対応】

No.	31	取組項目	北杜市DX推進計画の策定・推進	担当課	未来創造課
現状課題	<p>新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした社会変容の影響もあり、日本のデジタル化は加速度的に進展をしており、国においてはデジタル社会の形成に関する司令塔として「デジタル庁」を設置し、「デジタル・ガバメント実行計画」、「自治体DX推進計画」を策定するなど、ICT政策を強力に進めている。</p> <p>また、国は、各自治体が自治体DX推進計画を踏まえて、着実にDXに取り組めるよう、自治体DX推進手順書を作成し、その中で「相互に関連するDXの取組を総合的かつ効果的に実施し、全庁的にDXを強力に推進していくためには、全体的な方針が決定されている必要がある」と示していることから、本市においても、DXの全体方針を決定し、全庁でDXを強力に推進していく必要がある。</p>				
取組概要	<p>各課よりデジタル戦略推進員を選出し、庁内環境システムの現状把握や業務課題、地域課題等をあらゆる分野から拾い上げ、協議等を行う中で、本市におけるDX推進の方向性とその具体的な実行に向けた方策を示す「北杜市DX推進計画」を策定し、全庁的にDXの推進を図る。</p>				
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総務省「自治体DX推進計画（手順書）」</li> </ul>				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●デジタル戦略推進員を配置し、各課における課題を洗い出し、課題解決に向けた取組を検討する。</li> <li>●北杜市DX推進計画を策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北杜市DX推進計画の進捗管理をするとともに、必要に応じて隨時見直しを行う。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●次期DX推進計画の策定を行う。</li> </ul>
	実績				

No.	32	取組項目	自治体情報システムの標準化・共通化	担当課	未来創造課 管財課 関係各課
現状課題	これまで自治体の情報システムは、各自治体が独自にカスタマイズを行ってきており、制度改正等への個別対応が必要となるため、自治体ごとに人的・財政的負担が生じている。また、カスタマイズ等により、同一ベンダのシステムを利用する自治体間でもシステムの内容が異なるなど、共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。これらを踏まえ、国は令和3年に、「地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準、標準化を推進するため必要な事項等を定めた「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定した。本市においても、この方針と足並みを揃え、標準化・共通化への対応を進める必要がある。				
取組概要	府内システム環境の実態について把握し、市としての標準化・共通化推進に向けた方針目標を市DX推進計画の中に掲載し、自治体情報システム標準化・共通化を推進する。 また、今後の推進・管理体制等について関係部局及び管理業者等と協議を進める。				
関係法令等	総務省：自治体DX推進計画（手順書）				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	●府内システム環境の実態について把握調査を行う。 ●府内の推進・管理体制の整備を行う。 ●北杜市DX推進計画を策定する。	●情報システムの標準化・共通化を推進する。		
	実績				

No.	33	取組項目	マイナンバーカードの普及促進	担当課	市民サービス課 未来創造課
現状課題	安全・安心で利便性の高いデジタル社会を実現するため、基盤となるマイナンバーカードの普及促進を図る必要があります。国の自治体DX推進計画では、令和4年度末にマイナンバーカードをほとんどの国民が保有することを目指し、マイナポイント事業やマイナポータルの提供など取得率向上に向けた取組を行っているが、令和4年12月末現在の本市の交付率は51.5%に留まっている。普及が進まない要因として、マイナンバーカードの利活用方法が進んでおらず市民が必要性を実感しづらい点や受取に来づらい点がある。				
取組概要	市民へ申請勧奨のために利便性や必要性の周知・広報を行うとともに、申請サポート窓口や交付窓口の設置・拡充等によりマイナンバーカードの普及促進に取り組む。 企業への出張申請サポートや商業施設のイベント会場での出張申請サポートを実施する。 市民がマイナンバーカード取得のメリットを感じることができるような新たな利用機会の創出を図る。				
関係法令等	●行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	●申請サポート窓口及び手続窓口の設置・拡充とともに、出張申請サポートを実施する。 ●制度の周知・広報を行い、普及促進に取り組む。			
	実績		●マイナンバーカードを利用した行政手続きや活用策の拡充を進める。		

No.	34	取組項目	行政手続きのオンライン化	担当課	未来創造課 管財課
現状 課題			総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」に定める地方公共団体に関する施策について重点的に取り組むべき内容の具体化と支援策をまとめた「自治体 DX 推進計画」の中で、自治体において重点取組を推進することを求める取組の一つとして、自治体の「行政手続きのオンライン化」を掲げている。  本市では、「やまなしくらしねっと」を用いて、国が示す 31 の手続きのうち、26 の手続きについて、オンラインでの受付ができるよう整備を実施しているが、環境が整備されている一方で、利用者は少ない状況にある。デジタル化による利便性の向上を市民が早期に享受できるよう、特に市民の利便性向上に資する手続きについて、オンライン手続を可能にするとともに、それ以外の各種行政手続についても、積極的にオンライン化を進める必要がある。		
取組概要			アンケート調査やヒアリング等により組織における業務の実態把握を行う中で、国が示す 31 の手続きや、その他各種申請手続きについて、オンラインで手続きできる環境を整備する。  また、市民のオンライン手続きの利用率向上のための周知・啓発を図る。		
関係法令等			総務省：自治体 DX 推進計画（手順書）		
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府内のオンライン化に関するアンケート調査やヒアリング等の実施により実態把握を行う。</li> <li>●北杜市 DX 推進計画を策定し、オンライン化を推進する。</li> </ul>			
	実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>●オンライン手続きが可能な手続きに関する市民への周知・啓発を行う。</li> </ul>		

No.	35	取組項目	(再掲) AI・RPA・ICT 等の導入推進	担当課	未来創造課
現状 課題			総務省が開催した「自治体戦略 2040 構想研究会」では、2040 年を目指して全国的に本格的な人口減少社会を迎え、自治体職員も現在の半数になることが示されている。今後、市の職員数も減少が見込まれることを踏まえ、市職員が本来行うべき業務に注力していくなければならないことから、AI や RPA といったツールの活用により、自治体業務の見直し・刷新を図る必要がある。  現在は、府内における AI・RPA・ICT 等活用のニーズや業務の実態把握が不十分であり、活用に向けた整備が進んでいない。		
取組概要			アンケート調査やヒアリング等により、組織における業務の実態把握を行い、「北杜市 DX 推進計画」において AI・RPA・ICT 等の導入目標を掲げた中で、AI・RPA を導入し、活用を図る。  また、これまで各種審議会等における会議録の作成は、職員の業務負担であり、長年の課題となっていたことから、事務負担の省力化を図るために、令和 3 年度において試験的に会議録作成システムの無料トライアルを実施したところであり、会議録作成システムについては先行して本格導入を行い、活用の推進を図る。		
関係法令等			●総務省：自治体 DX 推進計画（手順書）		
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケート調査やヒアリング等により、組織における業務の実態を把握する。</li> <li>●AI 議事録システムを比較検討の上、導入する。</li> <li>●北杜市 DX 推進計画を策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●AI・RPA・ICT 等を導入する。</li> <li>●利用状況及び効果を検証する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●AI 議事録システム導入後の利用状況及び効果検証を行う。</li> </ul>	
	実績				

No.	36	取組項目	テレワークの推進		担当課	未来創造課 管財課
現状 課題	<p>テレワークは、職員の所属組織の所在場所から離れた場所にいても、通信ネットワーク及び ICT 機器を活用して業務に従事ができ、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」の 3 つの形態がある。新型コロナ感染症拡大により、行政機能の維持手段として導入自治体が増え、総務省の調査（令和 3 年 10 月時点）では、全国 1,721 の市区町村のうち 49.3% で導入されており、本市でも、令和 3 年度、人事課でテレワークの実証実験を実施したところである。</p> <p>今後人口減少による人手不足が懸念される中で、柔軟で効率的な働きやすい環境づくりが求められるが、テレワークの導入により、効率的な業務が行えるほか、職員のライフスタイルに合わせた柔軟な働き方の実現が期待できる。</p> <p>一方、テレワークは府外での業務を認めることとなるため、セキュリティが課題となるため、総務省が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を厳守する必要がある。</p>					
取組概要	<p>総務省において、DX 推進計画策定に向けた重点項目として位置づけられていることから、原課の業務状況等を把握しセキュリティやコスト、業務の効率化を検証し、テレワーク導入を見据えた職員用端末を検討・導入し、人事課と協議する中で、テレワークを導入し活用推進を図る。</p>					
関係法令等	<p>●総務省：自治体 DX 推進計画（手順書）</p>					
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7	
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケート調査やヒアリング等により、業務状況についての実態を把握する。</li> <li>●北杜市 DX 推進計画を策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府内ネットワークの最適化に向けた調査・検討を行う。</li> <li>●テレワークを見据えた端末導入の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●府内ネットワークの最適化を行う。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●テレワークを導入する。</li> <li>●導入後の利用状況及び効果を検証する。</li> </ul>	
	実績					

No.	37	取組項目	デジタルデバイド(情報格差)対策の強化		担当課	未来創造課				
現状 課題	<p>国では「デジタル・ガバメント実行計画」において、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指しており、デジタル技術による便益を全ての市民が等しく享受するためには、デジタルデバイド（情報格差）を解消していく必要があります。</p> <p>本市においても、誰もが分かりやすく、簡便かつ手軽にデジタル技術を利用できるような環境を構築するとともに、情報弱者になりやすい方々が取り残されず、デジタル技術に対する不安感の払拭に必要な措置を講じていく必要がある。</p>									
取組概要	<p>地域における現状把握が不十分であるため、情報弱者の実態調査をする中で、本市の地域 DX 推進取組項目としてデジタルデバイド対策の推進を図る。</p>									
関係法令等	<p>総務省：自治体 DX 推進計画（手順書）</p>									
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7					
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケート調査やヒアリング等により、情報弱者に関する実態を把握する。</li> <li>●北杜市 DX 推進計画を策定する。</li> <li>●デジタルの活用に不安のある方等を対象にした講座等を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北杜市 DX 推進計画の中でデジタルデバイド(情報格差)対策の強化を図る。</li> </ul>  							
	実績									

No.	38	取組項目	職員のデジタル力の向上に向けた研修の充実・強化			担当課	未来創造課
現状課題	<p>デジタル化はサービスの向上や業務の効率化を推進する上で非常に有効な手段であるが、デジタル化することにより発生するセキュリティリスクの把握や実際に情報を扱う職員の新たな技術についての知識、データ利活用についての知見などのデジタルに強い職員の育成を強化し、職員のレベルアップを図る必要がある。</p> <p>総務省も「自治体 DX 推進計画」において、DX を推進する上で「デジタル人材の確保・育成」は重要な要素であり、情報化担当職員等に対する研修等を通じて、内部人材の育成を進めることができると示している。</p>						
取組概要	<p>最新のデジタル知識及び AI・RPA 等の新たな技術を活用できる人材を計画的に育成するとともに、デジタル技術を活用した業務の効率化などの取組について、実務を担う現場から課題解決を図るために、各課より選出する「デジタル戦略推進員」を設置し、デジタルを活用した各施策を中心となってけん引する人材としてマインドの醸成・育成を行う。</p> <p>全職員を対象に、デジタル技術等への理解や知識・能力の向上を目的とした研修や情報セキュリティに関する研修を実施し、全庁的な ICT リテラシー（デジタルを業務における様々な用途に活用できるスキル）の向上を図る。</p>						
関係法令等	●総務省：自治体 DX 推進計画（手順書）						
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7		
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●デジタル戦略推進委員を設置する。</li> <li>●ICT リテラシー向上等を目的とした DX 研修を適宜開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●デジタル戦略推進員を中心に各課のデジタル化と利活用を推進する。</li> </ul>				
	実績						

No.	39	取組項目	デジタル人材の確保			担当課	未来創造課
現状課題	<p>総務省が「自治体 DX 推進計画」で示しているように、DX を推進する上で DX 推進体制の構築は重要な要素であり、組織として CIO（情報化統括責任者）などを設置し、全庁的なマネジメント体制の構築とデジタル人材の確保・育成の両面で整備を進める必要がある。</p> <p>また、組織として DX を推進していくために ICT 技術の知見を持った上で、現場の実務に即したゴール設定や課題解決について、適切な判断や助言を行うことができる人材が求められているが、自治体での DX 専門人材の確保は全国的に困難な状況にある。</p>						
取組概要	<p>デジタル化を推進するため、国の「地域活性化起業人」支援により民間企業の外部人材を確保し、民間企業において培った専門知識やノウハウ、外部の視点を取り入れたスピード感を持った取組を展開する。</p> <p>外部人材を活用し、デジタル化の推進をするとともに、今後は意思決定のスピード化を図るべく、CIO 補佐官の登用についても検討を行う。</p>						
関係法令等	●地域活性化起業人制度推進要綱						
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7		
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活性化起業人支援制度を活用した民間企業の外部人材を確保する。</li> <li>●外部人材登用の対象範囲（CIO の補佐等）拡大を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外部人材登用の対象範囲を拡大し、人材を確保する。</li> </ul>			<p>（●令和 7 年度以降の取組内容により更新及び採用枠拡大を検討する。）</p>	
	実績						

## 行革の柱4 開かれた行政運営の推進

### 【4-1 審議会等の最適化】

No.	40	取組項目	「審議会等の設置及び運営に関する指針（仮称）」の整備	担当課	政策推進課 総務課
現状課題	<p>例規等に各審議会等の委員数の設定がないものや、委員数にばらつきがあり兼務数の制限もないため複数の審議会等の委員に任命されている代表者等もおり、市民委員の負担も大きくなっている。</p> <p>市民ニーズが多様化・高度化するなかで、市民の声を的確に捉え、行政運営に反映していく必要があるが、審議会等においては、女性委員、公募委員の規定がなく、市民参画機会の整備が不十分である。</p> <p>委員数が多い審議会等では、委員一人あたりの発言時間が制限されるなどの課題がある。</p>				
取組概要	委員の選考方法や再任・兼職の制限等のほか、女性委員及び公募委員の登用、見直しを規定した指針の整備を検討する。				
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方自治法第138条の4及び設置根拠条例等</li> <li>●北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱</li> </ul>				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存の審議会等の状況を把握する。</li> <li>●他市等の審議会等の状況を調査する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●審議会等の設置及び運営に関する指針を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●審議会等の設置及び運営に関する指針に基づく運用状況について調査を行う。</li> </ul>	
	実績				

No.	41	取組項目	地域委員会のあり方の見直し	担当課	企画課
現状課題	<p>地域委員会は、合併後より良い地域づくりのため、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく「地域審議会」の機能を備え、地域の意見を市政に反映させることと地域の活性化に資する個性や特色のある活動等の支援に関する事務の役割を備えて設置された組織である。</p> <p>委員は、公共的団体等を代表する者、学識経験者、公募による者、その他市長が認める者の中から市長が任命するもので、8町で124名（令和4年度）が任命されている。</p> <p>合併以降、各町の信頼性の醸成や情報共有、市全体で取り組む行政課題や行事等についての連携・協力体制が整えられ、市の一体性も確保されつつあることから、合併に伴い設置された組織としての役割は、十分に果たされたため、組織のあり方の見直しが必要である。</p> <p>ただし、地域の活性化に資する個性や特色のある活動等への支援を継続して実施していくためには、新たな仕組みづくりが必要である。</p>				
取組概要	新・行政改革大綱の基本方針に基づき、地域委員会のあり方を見直し、新たな仕組みづくりを検討する。				
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北杜市地域委員会設置条例 ●北杜市地域委員会運営要綱</li> <li>●北杜市地域委員会予算使途提案事業補助金交付要綱 ●北杜市地域委員会連絡協議会設置規約</li> </ul>				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな仕組みづくりを検討する。</li> <li>●地域委員会へ説明、協議する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな仕組みの構築と移行に向けた最終調整を行う。</li> </ul>
	実績				

## 【4-2 外郭団体等改革の推進】

No.	42	取組項目	外郭団体等の改革の推進	担当課	関係課																																												
現状課題		<p>外郭団体等は、市に代わって市民の暮らしを支える行政代行的な業務を実施するなど重要な役割を果たしており、業務が着実に実施されていない場合や、経営が著しく悪化した場合に、市の政策実現に影響を及ぼすおそれがある。また、現在では社会経済状況等の変化に加え、指定管理者制度の導入や民間事業者の公的サービスへの参入が増加しており、外郭団体等を取り巻く環境の変化により外郭団体に求められる役割も変化してきている。</p> <p>このような状況下において、より効率的かつ効果的に公的サービスを提供していくためには、市と外郭団体等が、自らの果たすべき役割やるべき姿を改めて確認して、相互が一体となって改革を進める必要がある。</p> <p>【主な外郭団体】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外郭団体等名</th> <th>関与の別</th> <th>主な関係課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(公財) 北杜市農業振興公社</td> <td>出資・補助・負担金</td> <td>企画課、農業振興課</td> </tr> <tr> <td>(株) スパティオ小淵沢</td> <td>出資</td> <td>企画課、観光課</td> </tr> <tr> <td>まちほくラボ(株)</td> <td>出資</td> <td>企画課、商工・食農課</td> </tr> <tr> <td>(株) おいしい学校</td> <td>出資</td> <td>企画課、商工・食農課</td> </tr> <tr> <td>峡北森林組合</td> <td>出資</td> <td>企画課、林政課</td> </tr> <tr> <td>(株) 八ヶ岳モールマネジメント</td> <td>出資</td> <td>企画課、商工・食農課</td> </tr> <tr> <td>(一社) 北杜市観光協会</td> <td>補助・委託</td> <td>観光課</td> </tr> <tr> <td>(一社) 北杜市スポーツ協会</td> <td>補助・委託</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>北杜市文化協会</td> <td>補助</td> <td>生涯学習課</td> </tr> <tr> <td>(公社) 峡北シルバー人材センター</td> <td>補助</td> <td>商工・食農課</td> </tr> <tr> <td>(社福) 北杜市社会福祉協議会</td> <td>補助・委託</td> <td>福祉課</td> </tr> <tr> <td>北杜市商工会</td> <td>補助</td> <td>商工・食農課</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ岳土地改良区</td> <td>補助</td> <td>農地整備課</td> </tr> </tbody> </table>	外郭団体等名	関与の別	主な関係課	(公財) 北杜市農業振興公社	出資・補助・負担金	企画課、農業振興課	(株) スパティオ小淵沢	出資	企画課、観光課	まちほくラボ(株)	出資	企画課、商工・食農課	(株) おいしい学校	出資	企画課、商工・食農課	峡北森林組合	出資	企画課、林政課	(株) 八ヶ岳モールマネジメント	出資	企画課、商工・食農課	(一社) 北杜市観光協会	補助・委託	観光課	(一社) 北杜市スポーツ協会	補助・委託	生涯学習課	北杜市文化協会	補助	生涯学習課	(公社) 峡北シルバー人材センター	補助	商工・食農課	(社福) 北杜市社会福祉協議会	補助・委託	福祉課	北杜市商工会	補助	商工・食農課	茅ヶ岳土地改良区	補助	農地整備課					
外郭団体等名	関与の別	主な関係課																																															
(公財) 北杜市農業振興公社	出資・補助・負担金	企画課、農業振興課																																															
(株) スパティオ小淵沢	出資	企画課、観光課																																															
まちほくラボ(株)	出資	企画課、商工・食農課																																															
(株) おいしい学校	出資	企画課、商工・食農課																																															
峡北森林組合	出資	企画課、林政課																																															
(株) 八ヶ岳モールマネジメント	出資	企画課、商工・食農課																																															
(一社) 北杜市観光協会	補助・委託	観光課																																															
(一社) 北杜市スポーツ協会	補助・委託	生涯学習課																																															
北杜市文化協会	補助	生涯学習課																																															
(公社) 峡北シルバー人材センター	補助	商工・食農課																																															
(社福) 北杜市社会福祉協議会	補助・委託	福祉課																																															
北杜市商工会	補助	商工・食農課																																															
茅ヶ岳土地改良区	補助	農地整備課																																															
取組概要		<p>外郭団体等のそれぞれの当初の役割が十分に果たせるよう、各外郭団体等の自主的な業務改善や専門性・競争力の向上により、一層の経営の効率化や、独自性を発揮した積極的な事業展開、自主財源の確保等を進めることで、本市の関与（補助金、職員派遣等）を縮小し、更なる経営の自立化を図る。</p> <p>また、公共の担い手の多様化、民間の受け皿の拡充などの社会状況の変化を踏まえ、各外郭団体等のあり方について不断の点検・検証を行う。</p>																																															
関係法令等	●第三セクター等の経営健全化等に関する指針																																																
年次計画		年度	R4	R5	R6	R7																																											
		計画	●経営状況を把握するとともに、経営の自立化に向けた適切な関与を行う。 ●団体のあり方の点検・検証を行う。																																														
		実績																																															

No.	43	取組項目	補助金等の見直し	担当課	政策推進課
現状課題	各種団体等の運営費、活動費として経常的に交付されている市単独の補助金、負担金等が大きな財政負担となっている。そのため、補助金等交付基準に基づき、目的、効果、必要性、公平性、補助対象団体の活動実態等の観点から抜本的に見直しを行い、社会経済情勢の変化等に伴い必要性や効果の薄れたものについては廃止、縮小、統合、終期の設定等を行うなど、補助金等総額の抑制に努める必要がある。				
取組概要	<p>北杜市補助金等の適正化ガイドラインに基づき、公正で効率的であり、常に市民ニーズや社会情勢に即したものであるか確認し、実施した補助金等交付事業について、各部局が評価した結果を取りまとめる。また、それぞれの事業の評価・予算査定を行い、翌年度の予算に反映させるものとする。</p> <p>毎年度取りまとめた評価は、一覧にして市HPで公表する。また、3年間を1サイクルとして、当該補助金等交付事業の評価のまとめを行い、同じくHPで公表する。</p>				
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北杜市補助金等の適正化ガイドライン</li> <li>●北杜市補助金等交付規則</li> <li>●各補助金交付要綱</li> </ul>				
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ガイドラインに基づき、前年度補助金等評価対象事業の評価・見直しを図る。</li> <li>●評価した結果をHPに公表する。</li> <li>●評価結果を予算査定の際に活用する。</li> </ul>			
	実績				<ul style="list-style-type: none"> <li>●3年分の評価まとめを行う。</li> </ul>

### 【4-3 情報発信力の強化】

No.	44	取組項目	シティプロモーション方針の策定・推進	担当課	ふるさと納税課
現状課題	<p>少子高齢化が進む中、本市が持続可能な地域となるためには、若い世代から「訪れたい、住みたい」と思われる魅力づくりとシティプロモーション（イメージ向上、ブランド確立、地方創生及び地域活性化のための宣伝、広報、営業活動等）の推進が必要であり、中でも、本市に住む市民一人ひとりが市への誇りと愛着を持っていただくためのブランディング（ブランドが多くの人々の心の中に感情移入されるよう促していく活動）が特に重要である。</p> <p>また、ブランディングにより世界に誇るこの地の知名度を高めるとともに、これから本市を認識する市外の人たちに向けて共感を得られる効果的な情報発信の強化が必要である。</p>				
取組概要	市のイメージや知名度を高め、人口増加や地域活性化を図るため、本市の魅力を内外に包括的かつ戦略的に展開するシティプロモーション戦略を作成し、推進する。				
関係法令等					
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北杜市シティプロモーション戦略を作成し、推進する。</li> <li>●魅力発信庁内チームを設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戦略の見直し・推進を図る。</li> </ul>		
	実績				

No.	45	取組項目	広聴・広報機能の強化	担当課	秘書広報課
現状課題	<p>市民の情報収集手段は多様化しており、市としてすべての市民に確実に情報が届くよう、様々な手段で情報発信することが求められている。また、市から周知等を図りたい情報のみならず、市民の参画と協働を支える基盤として、事業内容や市政に関わる意思形成過程など市民が求める市政情報を市民に対して市民目線で分かりやすく、かつ正確に発信し、市民と行政との信頼関係を構築する必要がある。</p> <p>本市では個別的な要望や困りごとなどの相談対応が広聴機能の中心となっており、市民が市の施策や事業を知り、それらについて要望・提案等ができる機会が少ない状況である。若い世代も含め、市民や市政に対して興味を持ち、まちづくりへの参画をより身近で気軽なものとして捉えることができるよう、広聴機能の強化を図る必要がある。</p>				
取組概要	<p>広報・SNS (LINE・Twitter・HP)・ケーブルテレビ等を活用して情報を発信するとともに、秘書広報課・ふるさと納税課・観光課が連携して情報発信の推進を図り、魅力発信庁内チームとして市内外へ市の魅力発信に取り組む。</p> <p>引き続き、市長への手紙やお問い合わせメールを広く周知し、市民の声が市政に届きやすい環境づくりに取り組むとともに、市政運営や政策立案の参考とするため、地域の課題やまちづくりについての市民の声を聴き意見交換できるような機会の創出を図る。</p>				
関係法令等					
年次計画	年度	R4	R5	R6	R7
	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●継続してSNSを活用した情報発信。魅力発信チームと連携し発信力を高める。</li> <li>●「市長と語る会」等、市民の声を聞く機会の創出、拡充を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●魅力発信チームと連携しSNSを活用した魅力・情報発信を行う。</li> </ul>		



# 新・行政改革大綱アクションプラン

令和5（2023）年●月発行

**【発行】北杜市**

**【編集】北杜未来部 政策推進課 行政改革担当**

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

TEL 0551-42-1162 FAX 0551-42-1127

Mail [seisakusuishin@city.hokuto.lg.jp](mailto:seisakusuishin@city.hokuto.lg.jp)